

第10章 文在寅政権の国防と政軍関係 —政治的中立の喪失がもたらす反リアリズム—

渡邊 武

はじめに

日韓軍事情報包括保護協定（GSOMIA）終了の表明、自衛隊機への火器管制レーダー照射、核開発が続く中での北朝鮮への姿勢など、韓国の行動に向けられた疑義は多かった。もし、韓国を国家単位として捉えたときに不可解だというのであれば、無意識にリアリズムの前提を共有している。

国内の特定勢力ではなく、国家を単位として傾向を捉えるリアリズムは、暗黙の前提として、対外政策の要因から国内政治を阻却する¹。言い換えれば、対外行動を担う外交・国防当局は、いずれの政治勢力からも影響されない中立の存在である。論理的には、こうした中立性が、政治利益ではなく国益に従う合理性の前提となろう。

しかし文在寅政権が軍に要求した「政治的中立」は、逆に軍組織の政治化、特定の政治勢力への従属を強めるものだった。本稿は文在寅政権発足以来の韓国の国防を、政治的中立の喪失を要因として説明することを試みる。

国防改革：保守勢力としての陸軍との闘争

2018年7月27日、「国防改革2.0」発表時に文在寅大統領が強調した諸点のうち、(1) 朴槿恵前大統領の下で政権に反対し得る市民の監視などをしたとされる韓国軍の機務司令部への批判と(2) 陸海空軍の「均衡発展」、そして(3) 北朝鮮とは異なる「不特定脅威」に対応する必要性は政治的な動機に基づく姿勢として一貫性がある²。以下に述べる通り文在寅政権のもとで、軍の「政治的中立」を担保することが国防改革の重要課題とされた。

他方で文在寅政権は、陸軍との国内における対立の延長で対外的な政策である国防を捉えている。政権が描き出そうとする対立軸において陸軍中心の軍隊は民主化前の体制を主導した保守勢力であり、大統領側は自らをこれと闘う「国民」代表の進歩勢力と規定していた。国防改革の演説で大統領は軍が「国民を恐れる軍隊でなければならない」とし、前任の保守政権下で機務司令部が民間人に対して行った「査察」と「戒厳令の検討」を具体例として「旧時代的で不法な逸脱行為」を糾弾した。

機務司令部はもともと、北朝鮮への協力者が軍内に発生しないよう取り締まる政治的な機関だった。前身の保安司令部の司令官であった陸軍の全斗煥少将によるクーデター後に発生したのが市民に多数の死者を出した軍による弾圧、1980年5月の光州事件である。

大統領が機務司令部の「旧時代的」な傾向を批判した後、機務司令部に代わって軍事安保支援司令部が設置された。新たな司令部は民間人査察を禁じられ、「政治的中立」の義務を負うこととなった³。確かに軍をはじめ、司法や行政といった国家機関が複数政党のなかで政治的中立を保つことが、自由民主主義の重要原則であろう。

しかし文在寅政権の捉える民主主義の担保はおそらく、それとは様相を異にしていた。大統領が「政治的中立」を軍に要求することは、いずれの政治勢力にも属さないということではなく、「旧時代」を支配した党派から大統領の党派に軍の政治的な帰属を切り替えさ

せることだった。その意図は文在寅大統領が同時に提起した陸海空軍の均衡発展から読み取れる。金泳三政権（1993～1998年）以来の経緯を踏まえると、文在寅が言及した均衡発展は、保守勢力としての陸軍の軍内における突出した地位を低下させる意味だったと考えられる。

民主化前に体制側にあった盧泰愚大統領（退役陸軍大将、任期：1988～1993年）もかつて軍内での陸軍の突出した能力を念頭に「陸海空各軍の戦闘要素を均衡ある形で発展させ国軍の総体的な戦力を強化して効果的な指揮体系を持たなければなりません」と述べたことはある⁴。そのとき盧泰愚大統領の述べていた「指揮体系」は陸海空の統合運用強化（「818計画」と呼ばれる）を指す。

統合運用と連動して、従来は陸軍に比して立ち後れていた海空軍の能力向上を図る均衡発展の目的は、後任の金泳三大統領によって変質した。民主化後初の軍将官出身ではない大統領となった金泳三は、均衡発展を政治勢力としての陸軍の地位を低下させる意味に再定義したのだった。就任間もない1993年3月に金泳三大統領は、盧泰愚政権期の818計画への「誤解」に言及した上で、陸海空軍の均衡した発展を国防部長官に指示した⁵。「誤解」との表現を大統領は用いたが、その趣旨は818計画が正しいということでは、おそらくない。その後の展開を踏まえると、当時出ていた陸軍が818計画を利用しようとしているとの疑義に注意を向けさせる発言であろう。合同参謀本部（JCS）議長は、民主化前の体制を主導した陸軍からの就任が慣例であり、JCS議長の権限が818計画で強化されると文民統制に不安が生じるとの議論が当時あった⁶。818計画と均衡発展に言及して2カ月足らず後、金泳三大統領は、陸軍出身で1979年のクーデターにも関与したJCS議長を更迭、初めて空軍出身者を就任させる。このときの空軍出身のJCS議長が、後にやはり非陸軍出身として異例の国防部長官となる李養稿である⁷。

金泳三以降、陸海空の均衡発展が、国防部長官のポストを確保し続けてきた陸軍の地位を相対化させるために提起される傾向が生じたと考えられる。2004年に盧武鉉大統領（任期：2003～2008年）も、陸軍ではなく海軍出身の国防部長官を就任させた。それから間もなく、軍が「改革」すれば「誰が長官になるかは重要な問題にならない」とした上で「国民の信頼」を得るための「国防改革」を提起した⁸。海軍出身者の長官任命と一貫する結果として、翌年発表された「国防改革2020（案）」は陸海空軍の均衡した発展を繰り返し謳うこととなる⁹。

若年人口の縮小のため陸軍兵力を削減することは不可避で、その方針は盧武鉉の後任となった保守系の李明博と朴槿恵の両政権でも引き継がれたが、これら保守政権では非陸軍の国防部長官は就任せず「均衡発展」が盧武鉉政権期ほど強調されることもなかった。2011年に発表された李明博政権の国防改革に至っては「3軍の均衡発展が後退したのではないか」との疑問さえ提起され、これに応える説明が国防部傘下の『国防日報』でなされている。その説明は、「均衡発展」を強調したはずの盧武鉉の「国防改革2020」に言及せず、代わりに3軍の統合運用のためJCS人事で陸軍に対する海空軍比率を高める盧泰愚の「818計画」と均衡発展との関連を述べるものだった¹⁰。朴槿恵政権の国防改革も均衡発展への言及は少なく¹¹、大統領当選時の公約としてはこの概念を、やはり指揮統制に関連するネットワーク中心の戦い（network-centric warfare）と結びつけていた¹²。

以上のように異なる均衡発展のうち、文在寅大統領は明白に盧武鉉政権の立場を継承す

る姿勢を示した。国防改革の発表にあたって大統領は盧武鉉政権の「国防改革 2020」だけを明示的に引用した上で「均衡発展」の未達成を「反省」せよと軍に要求したのであった。文在寅大統領が同時に批判した「旧時代的行為」は、陸軍出身者が打ち立てた非民主的体制での行為のことであり、陸軍中心をやめていないことへの「反省」と一貫性がある。

また、陸軍の地位を相対化させることが正統な要求だと示すためには、陸軍中心の米韓連合作戦で対応すべき北朝鮮の脅威も低下している必要がある。北朝鮮とは異なる不特定脅威を文在寅大統領が強調した意図もまた、金泳三政権以来の経緯から理解されるべきであろう。

金泳三大統領が陸軍への憂慮に触れつつ均衡発展を謳ったのは、「異なる民族」との同盟関係が「民族」よりも重要にはならないと述べた就任演説¹³から約10日後、「統一韓国」、すなわち北朝鮮との対決を前提としない将来の国防の文脈においてであった¹⁴。また、国防部の姿勢として「不特定脅威」が上昇するとの展望が出されるようになったのは、金大中政権（1998～2003年）が初の南北首脳会談を実施した翌年、2001年のことと考えられる。

軍事的な合意をほとんど含まない初の南北首脳会談の後に、北朝鮮の脅威が低下し続け、しかも不特定脅威が上昇に転じて当該時点の北朝鮮を上回る深刻さを持つに至る——国防部はその見方の根拠を示さないまま、2001年に国防費を決めるに値する信頼性のある予想として図示した。不特定脅威は非伝統的な脅威ではなく、先端的な軍事力や国家間の海洋紛争といった「周辺国」の伝統的脅威である¹⁵。それは陸軍に重心が置かれていた伝統的な軍事力への韓国の投資を、海空軍にシフトさせる理由となる。

盧武鉉政権下に国防部が発表した「国防改革 2020（案）」も、やはり北朝鮮による脅威の「漸進的縮小」とあわせ、地域内「潜在的脅威」の「現実化」する可能性を指摘するものとなった。潜在的脅威も具体例になっていたのは「周辺国の軍事力増強持続」であり、不特定脅威とほぼ同一の概念であると言って良い¹⁶。

以上みてきた通り、保守勢力としての陸軍の地位低下を企図し、北朝鮮の脅威が低下するとの見方を示すことが金泳三、盧武鉉政権の傾向であった。また、南北首脳会談を行った金大中と盧武鉉の政権は、北朝鮮ではない不特定脅威がより重要になると国防部に示唆させようとした。第3回南北首脳会談（2018年4月）を経て文在寅大統領も、国防改革の発表時に「現存する南北対峙状況と、多様な不特定脅威に同時に備えることができるよう包括的防衛力量を持たねばならない」と述べたのだった。

もし不特定脅威の再提起が、北朝鮮脅威の優先順位が低下する客観的な見込みよりは、低下しなければならないとの認識に基づいていたのだとすれば、続く対北政策と一貫性がある。7月の国防改革発表で文在寅大統領が不特定脅威を強調して約2カ月後、平壤で再び南北首脳会談が行われた。その場で南北の国防当局は「板門店宣言軍事分野履行合意書」（2018年9月19日、以下では軍事合意書と呼ぶ）を交わしている。次節で述べる通り、軍事合意書に含まれた黄海における緊張緩和措置は、従来韓国軍がとってきた立場に反し、合意内容にも軍側の抵抗が示唆される。文在寅政権は、保守勢力と目される陸軍の地位を正当化する北朝鮮の脅威が、韓国の政策次第で低下し得ると示す機会として、合意に消極的な国防部にそれを受け入れさせたのであろう。

国内競争のための軍事緊張の緩和

対外政策において国内政治をブラックボックス化する、言い換えれば国内的な利益の影響を受けない合理性を担保するためには、外交・安保当局が政治競争に参与しない中立性を持たねばなるまい。ハンチントンはかつて、政治競争から「独立した軍事領域」(independent military sphere)、すなわち政治的に中立な専門領域に軍を集中させる統制を客観的統制(objective control)と呼んだ。しかし文在寅政権は、陸軍を政権に反対する保守派の政治勢力と見なし、陸軍の突出した軍内での地位に疑義を投げかける脅威アセスメントを国防部に表明させようとした疑いがある。これは脅威アセスメントを政治から「独立した軍事領域」と認めず、国防부를政権の保守勢力との国内闘争に参加させる政治的統制(subjective control)となる¹⁷。

文在寅政権が政治的意図で北朝鮮の脅威が低下するとのアセスメントを国防部にさせたのなら、アセスメントには反対勢力たる保守を否定する含意があるはずである。その含意を示す姿勢は、文在寅大統領の2019年3月1日の演説から読み取ることができる。日本の植民地支配に対する100年前の独立運動を記念するこの演説は、北朝鮮との緊張緩和を図る施策を国防部にとらせることの正当性を、対外関係よりも、国内の理念対立に求める構造を持っていた。

文在寅大統領「3. 1 節」演説抜粋 2019年3月1日

100年前の今日、我々は1つでした。

100年前の今日、南と北もありませんでした。

親日残滓の清算はあまりにも長くあと回しにされた宿題です。

親日派清算も、外交も未来志向的に成し遂げられなければなりません。

左右の敵対、理念の烙印は日帝が民族の間を分裂させておくために使用した手段でした。

解放された祖国で日帝の警察出身が独立運動家をアカと追い込み拷問したこともありました。

我々の心に引かれた『38度線』¹⁸は・・・理念の敵対を止めるとともに消えるのです。

我々の光復¹⁹が完成・・・新しい100年はそのとき初めて真正に始まるのです。

大韓民国大統領として平壤（訳注：北朝鮮の首都）市民たちとともに、韓半島の完全な非核化と平和を約束しました。

西海5島²⁰の漁場が広がり、漁民たちの船が魚でいっぱいになる夢が大きくなりました。

『新韓半島体制』は我々が主導する100年の秩序です。

『新韓半島体制』は対立と葛藤を終わらせる、新しい平和協力共同体です。

『新韓半島体制』は対立と陣営の時代を終わらせる、新しい経済協力共同体です。

(以上、日本語訳と下線の追加は執筆者による。)

出所: 韓国大統領府『文在寅大統領演説文集』(大統領秘書室、2019年)2巻、下、256～263頁。

大統領演説によれば、清算されるべき「親日残滓」とは、日本の植民地支配の際の行為のことではない。「解放された祖国」、つまり独立後に韓国の体制を支配した「親日派」が「独立運動家」を「アカ」だと弾圧して生み出した民族内の対立を清算しなければならない。すなわちこの「親日」派は現在も存続する韓国において、旧支配側だった保守派であり、弾圧された「独立運動家」とは、民主化運動に従事した進歩派のことである。この認識に基づけば、民族内の対立をつくる「親日」保守勢力は、対立を解消する「新しい100年」においては支持されてはならない。民族を「1つ」に統合していた独立運動家と進歩派が同義である以上、対立をやめるためには誰もが進歩派(大統領派)に従うことになる。文在寅大統領の述べた「理念の敵対を止める」ことは双方の和解ではなく、対立の一方である保守派を政治体制外に追放する含意が強い。

そして「親日」保守が生み出した民族内の分裂の解消は、北朝鮮との対峙と連動する「我々の心に引かれた『38度線』」であり、かかる南北対立を解消する「新韓半島体制」を外交・国防当局が構築すべきなのだった。続いて、文在寅演説は北朝鮮の首都平壤への訪問に触れた上で、「西海5島の漁場」が広がるとして、その際に南北で交わされた軍事合意書の共同漁労水域への注目を促している。文在寅大統領はそれを、保守を否定する国内政治の延長としての「新韓半島体制」樹立に向けた具体的施策に位置づけたことになる。

南北の共同漁労水域は、北方限界線(NLL)の周辺に設定され、この点でNLLを境界線として防衛することを主張してきた従来韓国軍の立場と基本的に異なる。これは、保守勢力と見なされる既存の韓国軍との闘争でもある。かつて盧武鉉政権が第2回南北首脳会談共同宣言(2007年10月4日)において、共同漁労水域を設定すると北朝鮮と合意した際、韓国軍はこれに否定的な立場を強く示唆していた。韓国軍が合意後もNLLの機能が継続される立場を示すにつれて、南北の対立は再び先鋭化していったのである²¹。盧武鉉大統領が、それまで国防部長官を歴任していた陸軍出身者を避けて海軍出身の長官を就任させたのは、NLLをめぐる国防部の不服従を批判して間もなくであり²²、NLLは軍との政治闘争の主要な争点だったと言って良い。

文在寅大統領も、軍の中心である陸軍から国防部長官を選ばず、南北首脳会談を推進し、NLL周辺の共同漁労水域の合意に至ったのだった。この合意はやはり、既存の韓国国防部の選好に反していたはずである。具体的には、国防부는共同漁労水域や「平和水域」と呼ばれる水域がNLLを基準として南北に同面積で設定されると主張していたが、軍事合意書の緊張緩和措置が適用される水域はそうっていない。それでも国防부가軍事合意書を受け入れた。それは、政権の統制の故に国防부가立場に反する緊張緩和措置に同意したと強く示唆する。

この見方と一貫する事実として、軍事合意書で範囲が画定されている緊張緩和措置の水域は、共同漁労水域や平和水域と別の条項になっている。韓国軍は、衝突防止措置に合意するという政権側の要求には応えつつ、本来その範囲であるべき共同漁労水域は別項目と

することで未確定のままに残したのであろう²³。漁場が広がる夢に触れる「3. 1 節」演説は、共同漁労水域の設定に抵抗する国防部に、それを進めるよう要求していることになる。

文在寅大統領は、「親日」保守という国内問題を清算する「新韓半島体制」樹立に向けた動きの一環として、国防部にNLL周辺における緊張緩和措置を推進させた。この姿勢に基づけば、国防当局がその判断において政治からの自律性を保つ中立性は担保されない。保守の立場を否定するための対外政策を採用するとき、政治利益を阻却する国内のブラックボックス化は成立せず、韓国の他国への行動はリアリズムに反する傾向を強めることとなる。

国家機関の政治化：体制間競争の手法

ハンチントンの議論で軍隊が政治から独立した専門領域を持つとされたように、国家機関には事前に定められた、政治競争に関わらないよう限定された任務がある。しかし冷戦期、国家機関が政治から自立性を失い、専門的目的よりも特定勢力の政治利益に従って行動するようになったことがあった。体制間競争で見られたそうした組織は、特定党派のための組織的武器（organizational weapon）だとされる²⁴。党派に属し、外敵よりも国内の競争者に対処するようになった組織的武器としての国防当局から、リアリズムの予見と背反する傾向が見られることだろう。

文在寅政権の国防政策は、冷戦期における北朝鮮との体制間競争で生じた国家機関の組織的武器化、政治化傾向を引き継いでいる。確かに、保守に政治的に従属した国家機関に対する民主化闘争を繰り広げたのは進歩勢力であり、文在寅大統領もそこに属する。しかし進歩勢力は、民主化後にそれら機関の政治的中立を担保するよりは、自派の政治姿勢に従う機関に変えようとする傾向が強かった。その動きと一貫性のある文在寅政権の検察改革が、上述の「3. 1 節」演説以降における韓国の日米韓安全保障協力から離れる動きと同期している。以下、歴史的経緯から説明していきたい。

まず、冷戦期から韓国が持っていた国家機関の政治化傾向は、中国の内戦と関わっている。毛沢東の組織的兵器に敗北した中国国民党の蒋介石は、台湾逃亡後、自らの体制内の軍など諸機関を、国民党の組織的兵器にすることでその脅威に対処するようになり、これを生存戦略として徹底した²⁵。その台湾で韓国軍も敵対勢力に対する「政治心理戦」を学んだ²⁶。「旧時代的」な政治行動を行ったと文在寅が糾弾した機務司令部の前身、保安司令部の共産主義者摘発の任務も蒋介石が設置した台湾警備総司令部（1992年解体）と類似している。また、韓国軍に今も残る共産主義ないし北朝鮮の社会主義を否定する政治思想教育、「政訓」（政治訓練の略²⁷、下に見る経緯から語源は中国語と思われる）も、用語が登場するのは中国国民党と関係の深かった「大韓民国臨時政府」の軍事部門、光復軍からである。

光復軍による政訓活動の1つは、日本軍からの脱走者などを対象にした募兵だった²⁸。朝鮮独立運動の舞台である中国で国共を中心として各種勢力が競合していたことを踏まえると、募兵対象の朝鮮人の政治思想も同様に、いずれと結んで独立を目指すか競合していたことだろう²⁹。国民党に近い光復軍による募兵自体が共産側と競合する思想工作なくして成立しないのであれば、それは政訓活動と結びつくことになる。光復軍は党派の対立と無関係であるかのように国軍を自認したものの、そもそも中心になったのは右派、韓国独立党の党軍だった。「中華民国総統蒋介石元帥」の許諾を明示する光復軍設立の宣言は、中

国国民党が懸念しない勢力だけが光復軍に合流したことを示しており、光復軍の当面の任務も独立党の理念に基づいていた³⁰。光復軍は政治的な立場に従う組織だったと言って良い。

1948年8月15日の韓国政府樹立の直後、光復軍の将官だった李範奭は初代国防部長官として、「思想統一」のため韓国軍に政治局を設置したが、米軍側からの政治的中立に反するとの反対を受け、これを政訓局と改称したという（同年12月）³¹。いうまでもなく、この経緯が示すのは、政治的中立が担保されたことではなく、米国の否定的立場にもかかわらず政訓工作、すなわち思想統一を推進しようとした政治組織としての韓国軍の伝統である。

時代が下り1987年、現行の自由民主主義体制が成立することとなる。しかし、その成立を目指した進歩勢力が、国家機関の政治的中立を選好したとは必ずしも言えない。

民主化後初の大統領に当選したのは、クーデターにも参加した陸軍出身者の盧泰愚だった。このような保守勢力と共存する複数政党制に、進歩系勢力の相当な部分が拒否感を示したものと考えられる。なぜなら盧泰愚が任命し、あるいは留任させた大法院（最高裁判所）院長はいずれも6年の任期を全うできなかつたからである。任期が全うできなかつた原因は、裁判官たちによる大法院長への反対運動だった³²。

任期や入庁年度など事前に決まっている基準、従って主観的介入の余地が少ない基準による人事管理こそが、国家機関の政治勢力からの自律性を高める。しかし、盧泰愚政権期の裁判官たちは彼らの決めた立場に基づき圧力をかけ、大法院長を交代させた。任期途中での退陣は随意の、すなわち政治的な判断を意味する。旧体制の支配側に反対する彼らもまた、司法の中立よりは、自らの政治姿勢に従う司法組織を求めていたと言わざるを得まい。

文在寅大統領が大法院長に任命したのは、かかる大法院長反対運動の中心だった³³「ウリ法研究会」出身者、金命洙裁判官である。非陸軍出身者の国防部長官への任命と同様に、大法官（最高裁判所裁判官）の経験がない金命洙の大法院長への任命は慣例に反し、組織の政治からの自律性を弱める人事だと言ってよい。おそらく任命者である文在寅大統領の予見通り、金命洙大法院長のもとで大法院は、2018年10月および11月に、進歩派が反対してきた保守体制による過去の国際協定に反する判決を下す。1965年の日韓請求権協定で解決済みとなっていたにもかかわらず、大法院は日本企業に植民地期の朝鮮人労働者に慰謝料を支払うよう命じたのである。

この判決は、政治的中立に反する。国家機関が国内の政治勢力からの独立性を保つためには、自らの随意の立場ではなく他者、つまり議会や国家指導者が事前に決定した法や条約などの基準に基づいて任務を果たす必要がある。いずれの党派であるかに関わらず、権限を持つ他者が従前に決定した基準に従うことが国家機関の政治的に中立な任務（客観的任務、objective responsibility）であり³⁴、その遂行に組織を集中させることがハンチントンの定義した客観的統制だった³⁵。しかし金命洙大法院長のもとでの判決は、事前に決まっていた基準、1965年の日韓請求権協定の条文により請求権の問題が解決されたとの両政府が確認していた立場を覆している。

法や条約を覆す司法の政治行動を、司法の非政治性を担保すべき民主化勢力が正当化できる理由としては「移行期正義」（transitional justice）がある。この概念は民主化に向けて、既存の法体制では不可能だった正義を実現することを示す。移行期正義はまさに、事前に

あった基準を否定するものと言って良い。これに従えば、国家機関も既存の法や条約を旧体制の勢力、保守が残した不正義の決定として、覆す政治行動が要求される。

つまり、事前に決定されている法秩序に従うという政治的中立の前提には、その事前決定を誰が行うのかを定義するシステム、政治体制の選択がある。これは立場の異なり得るものである以上、政治的な選択である。それをめぐる競争こそが体制間競争であり、その際には国家機関もいずれの体制による法令や条約を正統と見なすのかという政治競争に巻き込まれることになる。

移行期正義は、旧体制と民主化後の体制を対立軸とする国内競争において、国家機関が民主化勢力に従う政治行動の論理だと言えよう。移行期正義は和解の概念も包含しており³⁶、それに従うなら保守との安定した複数政党制が達成されようが、文在寅大統領が「3. 1 節」演説で掲げた対立の解消方法は保守の否定だった。保守と進歩による政党の双方を、いずれの政権での決定でも司法が従うべき体制内の複数政党として受容せず、保守を体制外の勢力と見なす——そうした認識構造が共有されていたのなら、保守勢力の政権が締結した1965年の日韓協定の一部を実質的に拒否する大法院の判決が成立し得る。

韓国に限らず、政治勢力が司法制度に依存して政治目標を達成しようとする傾向、「政治の司法化」(judicialization of politics)が指摘されることが多い³⁷。しかし保守政権が任命した大法院長への反対運動のように、もし法曹が国内勢力間の競争に参加すること³⁸を意味するのなら「司法の政治化」(politicization of judiciary)がより適切な表現であろう。日韓請求権協定に反する賠償に関する判決が、前任の梁承泰大法院長のもとで判決が保留されていたことも、長年の傾向として裁判官に政治的使命感が広がっていたことを強く示唆している。保留しなければ、大法院の裁判官の多数派が既存の法にない正義を実現する政治行動に及ぶことが容易に予見される状況だったのだろう。政治勢力となった司法の観点からは、過去に競合する相手、保守が決定した法や条約は、それに沿った中立的な解釈をする対象ではなく、能動的に覆すべきものとなる。

司法による体制選択と同期する国防

大法院が1965年の日韓協定による請求権問題の処理を、かつての不当な保守体制による不正義と見なしていたのなら、「親日」保守の清算を強く示唆した「3. 1 節」大統領演説とも一貫性がある。既述の通り演説は、過去の韓国政府の行為を「日帝の警察出身」が「独立運動家」を弾圧した不正義の政治体制によるものとして否定し、「光復が完成」する「新たな100年」の体制を目指している。そして、そうした国内における体制選択と連動する北東アジアの国際体制が「新韓半島体制」であり、これを構築するための施策を国防当局が採用せよと文在寅大統領は要求したのであった。

文在寅政権の意図は政治体制の転換に近い方向に傾いており、対外政策の選択は保守と進歩のいずれの体制に属するかというアイデンティティに基づいていると言えよう。そこには、法治とはどの体制の法秩序に従うことかを問う移行期正義と同様に、国防とは誰に従う任務かという軍による政治体制の選択がある。

実は国防部に反保守の対北政策を要求した「3. 1 節」の2週間ほど前、文在寅大統領は似た論理構造を持つもう一つの演説をしている。それは次に抜粋する通り、2019年2月15日の司法改革に関する会議においてであり、「3. 1 節」にも言及していた。

文在寅大統領「国家情報院、検察、警察改革戦略会議」演説抜粋 2019年2月15日

国民の命令は明らかです。

政権発足以降、国家情報院、検察、警察いずれも自主改革委員会を設置、運用し相当な成果を得ました。

法務部の脱検察化と検事派遣の最小化措置を施行しました。

国家情報院の改革立法、高位公職者犯罪捜査処新設の立法、検察・警察の捜査権調整の立法、自治警察制法案など・・・心から感謝いたします。

しかし、国民の求める水準³⁹は非常に高いのです。

国民のための機関として生まれ変わる覚悟を決めなければなりません。

今年は国民にとって非常に特別な年です。

100年前、3.1独立運動（訳注：「3.1節」が記念する独立運動）と大韓民国臨時政府樹立を通じて、先祖たちは国家らしい国家、正義感あふれる大韓民国に向けた原則と土壌をつくりました。

日本帝国の強占期⁴⁰、検事と検察は日本帝国の強圧と植民地統治を下支えする機関でした。独立運動家を弾圧し、国民の考えと思想まで監視して統制しました。

光復後も日本帝国の検察をそのまま編入し、制度と人的刷新に失敗しました。

今年、我々は日本帝国の強占期を経てゆがんだ権力機関の姿を完全に捨て去る元年としなければならないのです。

（以上、日本語訳と下線の追加は執筆者による。理解を妨げる一部の略語は元の単語に戻した。）

出所：韓国大統領府『文在寅大統領演説文集』（大統領秘書室、2019年）2巻、下、224～227頁。

まず、「独立運動家」を弾圧した勢力である検察は、これに続く「3.1節」演説に基づけば「親日」勢力に該当する。かつ排除されるべきかかる政治勢力は、植民地支配の時代のものではない。「光復後も日本帝国の検察」が韓国政府に編入された以上、独立後に体制側、保守の側にあった勢力としての検察が姿勢転換を要求されている。演説はかかる競合関係を理由として司法改革の加速を求めているのであった。保守勢力との競合は政治課題であり、政治から独立した領域としての司法の課題ではない。

進歩勢力による司法機関への政治統制を強めようとする文在寅政権の姿勢は、政治から「独立した軍事領域」を国防部に認めない対北政策を想起させる。そして陸軍中心の既存の韓国軍が保守の政治勢力と見なされたように、現在の検察組織もまた保守勢力として進歩の浸透を受けようとしているのであった。演説が同時に強く示唆していたのは、検察組織の政治からの自律性を低下させることである。文在寅大統領は、改革が当初、「自主改革委員会」で進められていたと言及した上で「しかし、国民の求める水準は非常に高い」と述べた。この発言は検察などの組織の「自主」的な改革への不満を暗に表明し、今後は政権による直接的な組織内への介入を強め、改革を加速させる宣言と言える。

文在寅大統領が不満を表明した「自主改革委員会」で扱われていた案件は、「法務部の脱検察化」と「高位公職者犯罪捜査処」（以下、公捜処）である。いずれも検察機能への大統領の影響力を強化する施策で、検察側が抵抗を示したのであろう。法務部の脱検察化は、法務長官が政治任用であることを踏まえれば、検察の人事や捜査に政権の意向を働かせやすくする試みだと考えられる。検察組織は政治から独立した中立性を弱めていくことになる。また以下に説明する通り、公捜処の設置は、大統領を含む政治指導者への検察の捜査能力を大きく制約する。大統領は検察に対して著しく強い立場を確保すると言って良い。

2020年1月に制定された「高位公職者犯罪捜査処の設置および運用に関する法律」によると、大統領や国会議員、大法院長、検察総長などによる一定の犯罪が原則的に、一般の司法検察ではなく公捜処の管轄となる。そして、大統領を捜査する役割を持つこの機関の処長と次長の任命に、大統領自身が大きな影響力を持つ。

同法6条の規定を見ると、処長の候補者を2名推薦することになる推薦委員会の7名のうち法務長官と「大統領が所属している、所属していた政党の交渉団体が推薦する2名」はほぼ確実に大統領側である。7名のうち3名が大統領側だということになる（反対政党が推薦委員会に送り込めるのは2名のみ）。従って、この委員会が推薦する処長候補2名のうち少なくとも1名は大統領に好意的な人物となる。大統領はこの好意的な人物を含む2名の候補者から1名を処長に任命できるため、公捜処の処長は基本的に大統領派でしかあり得ない。国会における人事公聴会を経て任命するとも規定されているが（5条1項）、文在寅政権が康京和外相等の任命で確認した通り、公聴会の承認は任命の必要条件ではない。また、次長は委員会による推薦を経ることなく、大統領が任命する（7条）。

このように大統領が直接的な統制を及ぼせる公捜処が、本来の検察に代わって大統領自身や所属する政党の国会議員、あるいは大統領に反対する政党の議員、大統領に都合の悪い任務にあたるかもしれない検察総長の犯罪捜査を行うこととなる。捜査対象となる犯罪の類型には職務遺棄、職権濫用、公務上秘密の漏洩、収賄、斡旋収賄、賄賂供与、公用書類の破棄や隠匿、公文書偽造、変造といった、政治的意図で既存の法を否定する際に起きうる、逆に政治的な敵対者への攻撃に利用し得る刑法犯罪が多く含まれた（2条）。

「日帝」の残滓と糾弾された保守勢力としての検察の機能は、その清算を進める進歩派大統領に逆らえぬよう制約された。そのための立法への強い意志を表明した上述の演説と、続く「3.1節」における「親日残滓」清算のための北朝鮮との緊張緩和の要求は同期していた。そして大統領は2019年8月、大統領府の司法関連の業務を統括していた曹国・民情主席秘書官を法務部長官に指名する。その約2週間後、文在寅政権はGSOMIA終了を表明した。

実現能力の主張：政治競争における政府機関の役割

軍などの機関が政治競争で役割を果たすのは、何も威嚇や弾圧に限らない。政府が何をすべきかをめぐる立場の違いが党派を生み出すが故に、政府の組織がそれらの政治的主張が実現可能だと示すことが政治競争に資する。政府に実現能力があればこそその主張が政治勢力の形成につながるのである。政府にできないことを主張する政治勢力に、多くの支持が集まる理由はない。政府機関の能力は政治競争を促進する道具だと言えよう⁴¹。特定党派の利益に従って行動するとき軍などの政府機関は、その党派の主張を実現可能だと示す(1)状況のアセスメントと(2)そのための能力の発揮ないし取得を要求されるのである。

文在寅政権は国防改革において、旧体制の保守による南北対峙の代案、北朝鮮との緊張緩和が可能であり、必要でもあるとの主張を支持するアセスメントを国防部にさせた。北朝鮮とは異なる不特定脅威（または潜在脅威）の重要性が増しているとのアセスメントに従えば、北朝鮮への抑止の優先順位は下がる。国防改革でそれを主張すれば、南北対峙とは軍事能力の取得も進めることになる。また、日本の海上自衛隊哨戒機P-1に対する韓国海軍駆逐艦による火器管制レーダーの照射がなぜ発生したのかは不明だが、その後の処理で文在寅政権が同事案を、国防の焦点を北朝鮮からシフトさせるべき状況を証明する機会としようとした可能性が高い。日本と論争を継続した末に鄭景斗国防部長官から発せられたコメントは「2019年国防業務報告」の潜在的脅威への対応強化を謳う部分とほぼ同一である⁴²。

業務報告の説明によれば、「周辺国作戦活動」に対し「国際法の許容する範囲内で積極対応、偶発的衝突の防止対策を講ずる」のだという。国際法の許容する範囲内で最大限に積極的に対応することになれば、それは自衛権行使となる。同様に、レーダー照射問題に対する鄭景斗長官のコメントは「偶発的衝突防止対策の基準に不十分な部分」があるとするもので、後に撤回を試みたように見えるものの、日本への自衛権行使にも言及していた⁴³。

そして北朝鮮とは異なる脅威にシフトした韓国軍は、対北抑止を目的とする米国との連合軍体制への依存度も下げることになる。つまり文在寅政権は、保守が実現できない韓国の自主を、進歩政権のもとでは実現可能なのだと明白にすることを国防部に要求していた。ともに米国の盟邦である日本にも当局が対決姿勢をとる能力があると示すことは、米国からの自主の実現能力を証明する企図でもある。この場合、主目標は米国との同盟からの自主であり、対日関係はその手段に過ぎないことになろう。

日韓GSOMIA終了の約10日前、8月15日の光復（植民地支配からの解放）を祝う文在寅大統領の演説は「誰も揺るがせない国家」という自主を目標として明示した上で、(1)米国の盟邦として中国に向き合わないこと、(2)米韓連合軍による北朝鮮への抑止とは逆の施策を手段として取り上げ、それらの施策をとることが「現実」的なのだとの安保環境へのアセスメントも強調したのだった。

演説は日本の対韓輸出管理をめぐる論争が起きて間もなくであり、日本からの独立を記念するものでもあるため、直接的な対日批判を抑えていたと注目されがちであった。しかし対日関係に関わる言葉から始まるこの演説は結局、日本というよりも、米韓同盟からの自主を主張する概念を再確認していくのである。

文在寅大統領「光復節」演説抜粋 2019年8月15日

「誰も揺るがせない新国家を打ち立てよう」

解放直後、ある市民が光復を迎えた新国家の夢をこのようにうたいました。

私は本日、「誰も揺るがせない国家」、我々が作りたい「新韓半島」のため、3つの目標を提示します。

第1に、責任ある経済強国として自由貿易秩序を守り、東アジアの平等な協力を推進していきたい。

日本の不当な輸出規制に直面し、我々は責任ある経済強国の道に向かう道を一步一步、歩いていくのです。

第2に、大陸と海洋をいっしょにし、平和と繁栄を先導する橋梁国家になろうとしています。地政学的に4大強国に囲まれた国は世界に我々しかありません。

我々が力を持てば、大陸と海洋を結ぶ国家、東北アジアの平和と繁栄の秩序を先導する国になれます。

南と北の間で切れた鉄道と道路を結ぶことは、東北アジアの平和と繁栄を先導する、橋梁国家となる最初の一步です。

第3に、平和へ向けて繁栄を成し遂げる平和経済を構築し、統一によって光復を完成させようとしています。分断体制を克服し、民族のエネルギーを未来の繁栄の動力に昇華させねばなりません。

平和と統一による経済的利益が非常に大きいことは、明白です。

分断を克服していくとき、我々の光復は完成し、誰も揺るがすことができない国家になるのです。

「北韓がミサイルを使っているが、それで平和経済か」という人もいます。

しかし・・・米国が北韓と動揺せずに対話を持続し、日本も北韓と対話を推進している現実を直視していただきたい。

(以上、日本語訳と下線の追加は執筆者による)

出所：韓国大統領府「第74周年光復節慶祝辞」<https://www1.president.go.kr/articles/6937>。

この演説は「誰も揺るがせない」自主性を達成するために、「3.1節」でも掲げていた「新韓半島」を目指すことを謳う。そのためにあげられている3つの施策のうち日本批判から生じたと思われる議論は、最初の1つだけである。

2つ目の「大陸と海洋を結ぶ」架け橋となる国家になるという主張は、朝鮮半島内に限定されていた在韓米軍の役割を対中戦略が関わる半島域外の北東アジアに拡大する「戦略的柔軟性」(strategic flexibility)に反対した際に、盧武鉉政権が提起した概論とほぼ同一である⁴⁴。盧武鉉大統領は戦略的柔軟性への「憂慮」に言及しつつ、望まない地域紛争に巻き込まれないよう譲歩しないとさえ明言したのだった⁴⁵。文在寅の架け橋論は、米中間での中立論を再提起するものである。

そして米中の中で中立であるためには、中国と同じ一党制の北朝鮮との対峙を止める必要があるとの認識を文在寅演説は示唆している。つまり米韓同盟による対北抑止が米中競争における韓国の中立、自主の障害にもなる。演説によれば「南と北の間で切れた鉄道と道路を結ぶことは、東北アジアの平和と繁栄を先導する、橋梁国家となる最初の一步」なのだという。これが3つ目の南北対話による「平和経済」につながっていく。平和経済の「利益が非常に大きい」と断じることで大統領は「分断体制」克服の合理性を主張したのだった。この演説は、米韓連合軍による北朝鮮の抑止力補完ではなく、その理由を低下させる選択肢が政府にはあるのだと主張しているのである。

日本の対韓輸出管理の厳格化は、上述の内容を文在寅大統領が構成する部分的な理由としか言えない。おそらく大統領は日本が輸出管理の厳格化するかに関わらず、「橋梁国家」になるとの盧武鉉政権時の自主構想を、ここで再提起しようとしていた。

つまり8月15日演説の背景としては対日関係ではなく、演説の6日前にあった、曹国の法相指名という検察改革の推進、すなわち保守と目される検察を進歩の新体制に従わせる企図との一貫性に注意を向ける必要があろう。この演説は保守による「分断体制」を進歩の「新韓半島」体制に切り替えることが可能だと、そうした「現実を直視」してほしいと強調したのであった。10日ほど後、日韓GSOMIAの終了を宣言することで文在寅政権は、保守体制の一部たる日米韓協力から離脱する能力を具体的に主張した。

ただし8月15日演説と日韓GSOMIA終了の方針の間には、まだ飛躍がある。米韓相互防衛条約(3条)に基づけば、既存の相互防衛は実質的に韓国領域内で行われるため、同盟の共通目標は北朝鮮への対処にほぼ限定される。演説の通り、韓国が米国の対中戦略への協力を拒否するだけなら、既存の協力関係を否定していない。

しかしGSOMIA終了の表明は、既に合意され運用されてきた枠組みを覆す企図だった。確かに協定の有効期間は1年ごとであるが、自動延長が前提だと言って良い(21条)。既定の法や協定を実行するのが非政治的任務なら、通常政治判断の対象となり得るのは、将来の法と協定である。GSOMIA終了表明は、政治判断の対象になりにくい範囲に踏み出している。

政権発足当初は文在寅政権も、既存の決定を政治判断の対象から外していた。2017年に康京和外相が表明したいわゆる「3不」政策、つまり(1)韓国は米国のミサイル防衛に参加しない、(2)ターミナル段階高高度地域防衛システム(THAAD)追加配備をしない、(3)日米韓協力を「同盟」としないとの方針は、日米韓協力の進展を抑止しようとする中国の姿勢を受け入れた、同盟からの自主の希求だった。それでも、それは今後の日米韓協力の

発展への反対に止まっていた。既に配備された THAAD の撤収は含まない「既存の立場」の確認である⁴⁶。

「3不」政策をさらに先鋭化させ、既存の三国間協力を弱めようとしたのが GSOMIA 破棄の表明だった。文在寅政権は、政治判断の対象たり得ると従来考えていなかったと思われる範囲にまで自主の追求を広げた。その要因も、おそらく日本ではない。

8月15日演説から22日の日韓 GSOMIA 終了方針に至るまでの数日間、日本側の行動に大きな変化があったわけではない。対照的に「親日」保守の清算を目指す「3.1節」演説のときから国防の政治化と強い連動を見せてきた検察改革については、著しい変化があった。各種疑惑による曹国の法相就任への反対拡大である。

検察改革が要因である場合、そのための正統性の補完が必要な時期が過ぎれば、文在寅政権の自主追求の手段はまた、通常政治判断が可能な範囲、将来の日米韓協力の拒否という「3不」のラインに立ち戻る余地が生じる。日韓 GSOMIA 終了の撤回を文在寅政権が表明した11月22日、曹国はもはや法相ではなかった（10月辞任）。

既述した翌2020年1月の公捜処設置のための立法にもみられる通り、文在寅政権は曹国なしで、検察組織を進歩勢力の統制下に置く改革を進める決意をしたのであろう。そこに「親日」保守の清算に向けた政治的な国防政策の維持を伴うのなら、対日姿勢にも GSOMIA 終了の撤回前からの連続性が見られることになる。

2020年2月、対日交渉の行方を問われた康京和外相は「GSOMIA 終了決定の効果が発揮することを、前提的に停止している状況」であり「いつでも終了効果を再稼働できる権利を留保している」として、GSOMIA の即時終了ができることが日本に韓国の意思を飲ませる手段となるとの認識を示した。

日韓 GSOMIA は本来、90日前までに他方の締約国に終了の意思を通告しない限り、自動更新されるとされている（21条3項）。韓国の解釈は核不拡散条約に関する議論を想起させる。同条約は3か月前に脱退意思を通告することとなっているが（10条1項）、2003年1月に北朝鮮外務省は脱退効力を暫定的に停止する特殊な地位を有していたと主張、米国の対応を理由として即時に条約脱退すると表明したのだった⁴⁷。外交において、既存の法秩序を変更する政治行動を選好する主体の言説は、不可解なほど似ていた。

結語：政治闘争のための安全保障論

米韓同盟など既存の枠組みは、清算すべき「親日」保守の体制に属する。この認識に基づくのなら、その変更を迫る政治行動が外交・国防当局の任務となる。文在寅政権にとって、対日関係は目標に向けて利用し得るものであっても、行動の目標ではないのだろう。米韓連合作戦は、陸軍中心の既存の韓国軍が属する保守体制の産物と見なされている疑いがある。米韓連合軍司令官の戦時作戦統制権の韓国側への移管も今後、進歩政権の保守との政治競争という、軍事的合理性とは異なる要因で動き得る。力の分布や同盟といった客観要件に基づくリアリズム的な国際政策の具申が、政権からは「親日」保守の政治的主張として否定されやすい状況が、今の韓国にはある。

ここまで本稿は、政権が国内の競合勢力を体制外の敵対者と見なすとき、軍などの政府機関は政治競争に巻き込まれ、リアリズムの予見に反する行動に至ると説明しようとしてきた。非政治的な任務は、事前に正統な指導者や議会が決定した法や基準、方針に従うが、

誰がその正統性を有するかを定義する体制の選択は、政治的な判断を伴う。現体制の正統性がゆらぐとき、国防当局なども政治的立場の選択を要求されよう。

他方で、なぜ韓国において国防がそのような競争に巻き込まれやすいのかを本稿は、検討していない。国家の対外安保を担う機関が政治利益に従わされたと疑われる事例も、並行して司法が政治的中立を失っていくことも世界的に散見される。しかし韓国には元来、国防を政治から「独立した軍事領域」と捉えないことにつながる傾向もあったのだろう。歴史的に、独立した専門領域のための論理よりも、政治競争のための専門領域の論理が韓国では多かったという⁴⁸。儒学者が、自己完結の儒教ではなく、政治闘争のための儒教を求められてきたことを指摘するこの議論は、「独立した軍事領域」のためではなく、政治競争のための安全保障論が展開することも示唆する。安全保障における韓国の行動がリアリズムの観点から不可解であるとき、念頭におくべき仮説だろう。自覚的であるかに関わらず、この場合の国防当局は政治的中立のプロフェッショナルではなく、軍事を用いる政治組織である。

— 注 —

- 1 よく知られていることではあるが、さしあたり次の論理的な前提を参照。これらは国内政治を明示的に阻却するか言及していない。Kenneth Waltz, *Theory of International Politics*, (New York: McGraw-Hill, 1979), pp.60-67; John Mearsheimer, *The Tragedy of Great Power Politics*, (New York: WW Norton & Company, 2001), p31.
- 2 以下、国防改革発表時の大統領発言は次からの引用。「全軍主要指揮官会議」、韓国大統領府『文在寅大統領演説文集』（大統領秘書室、2019年）2巻、上、209～213頁。
- 3 『国防日報』2018年8月7日。
- 4 『盧泰愚大統領演説文集』第3巻（韓国大統領秘書室、1991年）92頁。
- 5 『国防日報』1993年3月6日。
- 6 韓国国会事務所『国防委員会会議録』第160回国会、第2号、1993年2月18日、29～31頁。
- 7 拙稿「文在寅政権の自主が直面する不確実性：政治競争と対米中関係」日本国際問題研究所『「不確実性の時代」の朝鮮半島と日本の外交・安全保障』（2018年）20頁。
- 8 拙稿「文在寅の対外政策における政軍関係要因」日本国際問題研究所『「不確実性の時代」の朝鮮半島と日本の外交・安全保障』（2019年）59頁
- 9 韓国国防部「21世紀先進先鋭国防のための国防改革2020（案）」（2005年9月）、8、16、59、61、62頁。
- 10 『国防日報』2011年5月25日。
- 11 言及例として『国防日報』2014年3月26日。
- 12 『国防日報』2012年12月21日。
- 13 『金泳三大統領演説文集』第1巻（韓国大統領秘書室、1994年）59頁。
- 14 『国防日報』1993年3月6日。
- 15 韓国国防部『未来に備える韓国の国防費2001』（2001年）22頁。
- 16 韓国国防部「21世紀先進先鋭国防のための国防改革2020（案）」（2005年9月）5頁。
- 17 Samuel Huntington, *The Soldier and the States: The Theory and Politics of Civil-Military Relations*, (Cambridge: The Belknap Press of the Harvard University Press, 1985), p.83. なお、subjective control を直訳すれば「主観的統制」であろう。しかし後にも触れる通り、この用語は行政学で政治的任務を表す subjective responsibility から来ている (Huntington, *ibid.*, 479n1.)。つまり、subjective control は政治的任務を果たさせるための統制であることから、ここでは政治的任務と翻訳する。
- 18 北緯38度線のこと。南北の軍事境界線は38度線ではないが、それを意味する頻出語。
- 19 日本による植民地支配からの独立のこと。
- 20 北朝鮮との対立関係が続く北方限界線 (NLL) 付近の韓国側が実効支配する島々。

- 21 倉田秀也「『2・13 合意』後の平和体制樹立問題：北朝鮮の認識における当事者論と手続論」日本国際問題研究所『北朝鮮体制への多層的アプローチ：政治・経済・外交・社会』（2011年）22～23、27～29頁。
- 22 拙稿「文在寅の対外政策における政軍関係要因」59頁。
- 23 同上、56～58頁。
- 24 Philip Selznick, *The Organizational Weapon: A Study of Bolshevik, Strategy and Tactics*, (New York: McGraw-Hill, 1952), pp. 2-4.
- 25 Monte Bullard, *The Soldier and the Citizen: The Role of the Military in Taiwan's Development*, (London: Routledge, 1997), pp. 4-14. 次の研究によれば、国民党の台湾逃亡後、地方派閥の解消により「以党治軍」（党をもって軍を治める）が徹底できない中華民国軍の状況が改善された。その後に蒋介石は国防部に政治部（後に総政治部）を設置するなどの生存戦略の徹底を図った。松田康博「台湾の政軍関係：政戦システムの役割を中心に（1950～83年）」『アジア経済』43巻2号（2002年2月）28～39頁。
- 26 表明列『改革が革命より難しい』（東アジア、2003年）19、25頁。執筆者は元韓国陸軍本部政訓監。
- 27 政訓50年史編纂委員会『政訓50年史』（韓国陸軍本部政訓監室、1991年）21頁。
- 28 同上、44～46頁。
- 29 朝鮮独立をめざす武装勢力は中国で活動する際、同国内の各種勢力に連動した動きを示していた。その点について次を参考にした。韓詩俊『韓国光復軍研究』（一潮閣、1993年）2章。
- 30 韓『韓国光復軍研究』76～89、97頁。
- 31 『政訓50年史』69～72頁。
- 32 韓洪九『司法部：法を支配した者たちの歴史』（トルベゲ、2016年）、377～385頁。木村幹「韓国における司法部の党派制の喪失と回復」、玉田芳史編『政治の司法化と民主化』（晃洋書房、2017年）、251頁。
- 33 韓『司法部：法を支配した者たちの歴史』382頁。
- 34 Carl Friedrich, “Responsible Government Service under the American Constitution,” Commission of Inquiry on Public Service Personnel, *Problems of the American Public Service: Five Monographs on Specific Aspects of Personnel Administration* (New York: McGraw-Hill, 1935).
- 35 Samuel Huntington, *The Soldier and the States: The Theory and Politics of Civil-Military Relations*, (Cambridge: The Belknap Press of the Harvard University Press, 1985), renewed edition, 479n1. ハンチントンがフリードリッヒの責任概念を利用していると指摘する研究者は日本に限らず非常に少なく、執筆者は助川康防衛研究所主任研究官からその点を教示された。
- 36 International Center for Transitional Justice, “What is Transitional Justice?” (2009), <https://www.ictj.org/sites/default/files/ICTJ-Global-Transitional-Justice-2009-English.pdf> この点については、本稿に関連する執筆者の発表を聴講した出席者の1人が、和解の概念を包含する移行期正義が韓国で社会の分裂を深めていると指摘したことから着目した。
- 37 玉田芳史「なぜ司法化なのか」、玉田芳史編『政治の司法化と民主化』（晃洋書房、2017年）、1～3頁。
- 38 Bjorn Dressel and Marcus Mietzner, “A Tale of Two Courts: The Judicialization of Electoral Politics in Asia,” *Governance: An International Journal of Policy, Administration, and Institutions*, vol. 25, no. 3 (July 2012), p. 392.
- 39 直訳としては「国民の目の高さは非常に高い」となる。
- 40 植民地支配のこと。これを強制および占領の組み合わせで否定性を強調して表現する用語。
- 41 E.E. Schattschneider, *The Semisovereign People: A Realist's View of Democracy in America*, (Wadsworth: Cengage Learning, 1975), pp.12-13.
- 42 本件については、拙稿「文在寅政権の対外政策における政軍関係要因」61頁。
- 43 『東亜日報』2019年1月23日（電子版）によれば、国防部長官は自衛権に言及した直後、補佐官に目を向け、すぐに記者会見から離席した。政権の姿勢が反映されやすい『KBS News 9』2019年1月23日でのこの記者会見は、「軍の一角では立場表明に自衛権まで含めなければならないという強硬な声まであったと言います」と報じられている。国防部傘下の『国防日報』2019年1月24日は、記者会見での長官発言のうち、「偶発的衝突防止対策の基準に不十分な部分」があるという部分だけ報じた。
- 44 北東アジア時代委員会「平和と繁栄の北東アジア時代構想：ビジョンと戦略」2004年8月13日9頁。
- 45 『盧武鉉大統領演説文集』（韓国大統領秘書室、2006年）3巻、80頁。本件についての詳細は、拙稿「韓国のミサイル防衛と同盟の地域的な役割」『グリーンフィンギング・メモ』（防衛研究所）2015年3月および、

拙稿「二極化に伴う非対称同盟の機能更新：大国政治における米韓同盟の役割」『法学研究』83巻第12号（慶應義塾大学、2010年12月）。

46 この点については、拙稿「文在寅政権の自主が直面する不確実性：政治競争と対米中関係」。

47 『朝鮮中央通信』2003年1月11日。

48 小倉紀蔵『韓国は一個の哲学である：〈理〉と〈気〉の社会システム』（講談社、1998年）122～123頁。

